

農村滞在型余暇活動機能整備計画書（案）に関する意見募集

都市と農村の交流を促進するための機能整備に関する計画として、平成30年度～令和4年度の5か年に「農村滞在型余暇活動機能整備計画書」を策定しました。この計画書は、市町村で個別に作成することで、市街化調整区域でのグリーンツーリズム関連施設の整備が可能になるという内容です。前計画が令和4年度で満了となったことに伴い、現在、新たに令和5年度から5か年の計画策定を進めています。つきましては、本計画（案）についてパブリック・コメント手続きを実施しますので、お気づきの点やご意見をお寄せください。

募集要領

意見募集の対象

農村滞在型余暇活動機能整備計画書（案）

公開する資料

農村滞在型余暇活動機能整備計画書（案）

資料の閲覧方法

- ①総務課（総合庁舎）および商工観光課（総合支所）で閲覧できます。
- ②町ホームページに掲載しています。

※町ホームページをご覧になれない方は、商工観光課までご連絡ください。郵送などでお届けします。

意見の提出方法および場所

意見記入票により提出してください。意見記入票と同様の項目を記述している場合は、任意による書面でも構いません。

- ①持参の場合：総務課（総合庁舎）、商工観光課（総合支所）へ提出してください。
- ②郵送の場合：商工観光課へ郵送してください。

〒059-1931 安平町追分中央1-40 安平町役場総合支所 商工観光課

- ③FAXの場合：商工観光課（FAX 25 3203）まで送信してください。
- ④メールの場合：添付またはメール本文等により商工観光課へ送信してください。
メール kankou@town.abira.lg.jp

※正確な意見内容を把握したいため、お電話による意見は受け付けしません。

募集期間

5月22日(月)～6月12日(月) 17時15分まで

対象者

- ①町内に居住または通勤、通学している方
- ②町内において事業を行い、または活動を行う個人または法人その他団体

公表および応答

意見集約後、寄せられた意見と町の考え方について、町ホームページ等で公表します。

その他

意見記入表について、詳しくお聞きする場合や協議した結果をお知らせする時のため、住所と名前、連絡先を必ず記載してください。

問合せ

商工観光課商工観光労働グループ ☎ 29 7083